

鴨谷体育館専用（団体）利用料

種別	区分			午前	午後 1	午後 2	夜間	昼間 1	昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日
				9:00～	13:00～	15:00～	17:30～	9:00～	9:00～	13:00～	13:00～	15:00～	9:00～
				12:00	15:00	17:00	21:00	15:00	17:00	17:00	21:00	21:00	21:00
第一体育室	全面	平日	一般	6,100	4,900	4,900	11,000	11,000	15,900	9,800	20,800	15,900	26,900
			生徒等	3,050	2,450	2,450	5,500	5,500	7,950	4,900	10,400	7,950	13,450
		休日等	一般	7,320	5,880	5,880	13,200	13,200	19,080	11,760	24,960	19,080	32,280
			生徒等	3,660	2,940	2,940	6,600	6,600	9,540	5,880	12,480	9,540	16,140
	1/2面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
第二体育室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
第三体育室	全面	平日	一般	2,500	2,050	2,050	5,700	4,550	6,600	4,100	9,800	7,750	12,300
			生徒等	1,250	1,000	1,000	2,850	2,250	3,250	2,000	4,850	3,850	6,100
		休日等	一般	3,000	2,460	2,460	6,840	5,460	7,920	4,920	11,760	9,300	14,760
			生徒等	1,500	1,200	1,200	3,420	2,700	3,900	2,400	5,820	4,620	7,320
第四体育室	全面	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150
			生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050
		休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380
			生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660
トレーニング室	全面	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150
			生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050
		休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380
			生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660
研修室	全面	平日		1,000	800	800	2,300	1,800	2,600	1,600	3,900	3,100	4,900
		休日等		1,200	960	960	2,760	2,160	3,120	1,920	4,680	3,720	5,880

備考

(1)この表において、「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

(2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下この項において「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。

(3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。

(4) この表において、「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

（ア）18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合

（イ）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合

（ウ）学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合

(5) 5月15日から10月15日、12月1日から3月20日を冷暖房実施期間とし、冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額（休日等の使用にあたっては、当該使用施設の平日使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の4割の額）を加算する。《別表参照》

(6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。

(7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は1時間とみなす。）につき、基本料金（第2号又は第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときはこれを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

<<別表>>鴨谷体育館 冷暖房実施期間料金（5月15日～10月15日および12月1日～3月20日）

種別	区分			午前	午後 1	午後 2	夜間	昼間 1	昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日
				9:00～	13:00～	15:00～	17:30～	9:00～	9:00～	13:00～	13:00～	15:00～	9:00～
				12:00	15:00	17:00	21:00	15:00	17:00	17:00	21:00	21:00	21:00
第一体育室	全面	平日	一般	8,540	6,860	6,860	15,400	15,400	22,260	13,720	29,120	22,260	37,660
			生徒等	4,270	3,430	3,430	7,700	7,700	11,130	6,860	14,560	11,130	18,830
		休日等	一般	9,760	7,840	7,840	17,600	17,600	25,440	15,680	33,280	25,440	43,040
			生徒等	4,880	3,920	3,920	8,800	8,800	12,720	7,840	16,640	12,720	21,520
	1/2面	平日	一般	4,340	3,500	3,500	7,700	7,840	11,340	7,000	14,700	11,200	19,040
			生徒等	2,170	1,750	1,750	3,850	3,920	5,670	3,500	7,350	5,600	9,520
		休日等	一般	4,960	4,000	4,000	8,800	8,960	12,960	8,000	16,800	12,800	21,760
			生徒等	2,480	2,000	2,000	4,400	4,480	6,480	4,000	8,400	6,400	10,880
第二体育室	全面	平日	一般	4,340	3,500	3,500	7,700	7,840	11,340	7,000	14,700	11,200	19,040
			生徒等	2,170	1,750	1,750	3,850	3,920	5,670	3,500	7,350	5,600	9,520
		休日等	一般	4,960	4,000	4,000	8,800	8,960	12,960	8,000	16,800	12,800	21,760
			生徒等	2,480	2,000	2,000	4,400	4,480	6,480	4,000	8,400	6,400	10,880
	1/2面	平日	一般	2,170	1,750	1,750	3,920	3,920	5,670	3,500	7,420	5,670	9,590
			生徒等	1,050	840	840	1,960	1,890	2,730	1,680	3,640	2,800	4,690
		休日等	一般	2,480	2,000	2,000	4,480	4,480	6,480	4,000	8,480	6,480	10,960
			生徒等	1,200	960	960	2,240	2,160	3,120	1,920	4,160	3,200	5,360
第三体育室	全面	平日	一般	3,500	2,870	2,870	7,980	6,370	9,240	5,740	13,720	10,850	17,220
			生徒等	1,750	1,400	1,400	3,990	3,150	4,550	2,800	6,790	5,390	8,540
		休日等	一般	4,000	3,280	3,280	9,120	7,280	10,560	6,560	15,680	12,400	19,680
			生徒等	2,000	1,600	1,600	4,560	3,600	5,200	3,200	7,760	6,160	9,760
第四体育室	全面	平日	一般	1,750	1,400	1,400	4,060	3,150	4,550	2,800	6,860	5,460	8,610
			生徒等	840	700	700	2,030	1,540	2,240	1,400	3,430	2,730	4,270
		休日等	一般	2,000	1,600	1,600	4,640	3,600	5,200	3,200	7,840	6,240	9,840
			生徒等	960	800	800	2,320	1,760	2,560	1,600	3,920	3,120	4,880
トレーニング室	全面	平日	一般	1,750	1,400	1,400	4,060	3,150	4,550	2,800	6,860	5,460	8,610
			生徒等	840	700	700	2,030	1,540	2,240	1,400	3,430	2,730	4,270
		休日等	一般	2,000	1,600	1,600	4,640	3,600	5,200	3,200	7,840	6,240	9,840
			生徒等	960	800	800	2,320	1,760	2,560	1,600	3,920	3,120	4,880
研修室	全面	平日		1,400	1,120	1,120	3,220	2,520	3,640	2,240	5,460	4,340	6,860
		休日等		1,600	1,280	1,280	3,680	2,880	4,160	2,560	6,240	4,960	7,840

備考

- (1)この表において、「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条に規定する休日をいう。
- (2) この表において、「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
- (ア) 18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者が専ら使用する場合
- (イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
- (ウ) 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合